

ただいま総務委員会委員長から報告がありました「議案第29号」について、次にあげる5つの視点での審査が足りてないので、引き続き総務委員会において慎重に審査すべきと考え動議を提出します。

1 代替施設とされる公民館のうち半数が洪水時の避難所として機能せず、防災という点で、機能集約の前提が成り立たない。

2 公共施設適正配置計画における重要な柱として「経費削減」が掲げられているにもかかわらず、くれよんかんの年間運営経費が約600万円であるのに対し、公民館は平均で5000万円。合理的に機能集約を行うなら、公民館の統廃合を念頭に共施設適正配置計画を見直すべき。

3 約5,800万円をかけて2004年に建設し、新耐震の基準を満たしつつ、令和6年度の市民利用率も22.4%と一定の需要がある施設を、1自治会に無償譲渡することについて、市民の理解が得られるか疑問である。

4 くれよんかんを継続活用する場合と萱場自治会へ無償譲渡する場合の費用・管理負担・市民サービスへの影響などの具体的な数字を挙げて比較検討が委員会でなされていない。また自治会員への理解度が不透明であるため、無償譲渡後、自治会内部からも批判が生じる可能性がある。

5 譲渡後の市民利用について、萱場自治会の判断に委ねられており、市民全体の共有財産としての公平性が確保されない可能性がある。

以上の論点について十分な検討がなされないまま本議案を採決することは、チェック機関としての深谷市議会が、市民から信頼されない事態を招くことになりかねません。施設廃止後のトラブルを未然に防ぐためにも、本議案を会議規則第46条の規定に基づき、総務委員会に再付託し、継続審査とすることを求めます。